ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１３０

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第八回勉強会（引き続き、**[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目４：**[**契約法リステイトメント（2nd）**](http://home.comcast.net/~rnhauck/BusLaw/201RestConts.pdf)**）の準備（１）：**

[***Religion without God*, written by Ronald Dwokin, 2013**](http://www.amazon.com/Religion-without-God-Ronald-Dworkin-ebook/dp/B00ESK52II/ref=sr_1_1?ie=UTF8&qid=1424403785&sr=8-1&keywords=Religion+without+God)

2015.02.20 rev.1 齋藤旬

**freedom of contract（契約自由）の起源は、両権拮抗社会を要求するreligionだ。･･･**ということを掴めて頂けただろうか。この把握はとても重要なので、先月に引き続き来週末の第八回勉強会でも更に深掘りする予定。[年表](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)項目5：At Risk Lawに進むのは来月とする。

先ず新用語：religious exemptionを紹介して、「契約自由」の成り立ちを一段深く理解することにしよう。そして更に、契約自由の起源はreligionだが、現在では契約自由は、religionを離れて独立に --- あるいは、その意味を拡張され一般化されたreligion[[1]](#footnote-1)に基づいて --- 認知された法理（doctrine、jurisprudence）になっている、ということを説明しよう。

**religious exemption： religion的理由により、国家によるregulationを免除されること。**これは、これまでの講義でreligionと宗教の違いを理解した読者にとっては「なるほど」と思えるだろう。そう、religionとは、宗教と異なり、両権拮抗社会を要求するものだ。そしてこの両権拮抗社会ではstate coercion（国家強制力）は絶対的なものではない。即ち、[コラム１１５：「国家の徴税権 vs. 人々の租税回避権」、「国家の徴兵権 vs. 人々の良心的兵役拒否権」](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141017%20W115%20conscription%20vs%20conscientious%20objection/20141017%20W115%20conscription%20vs%20conscientious%20objection%20rev3.docx)で取り上げた様に両権拮抗社会では、国家権力（state power）に対抗できるpowerを、人々はreligious principalのagentとして行使することができる。つまり人々は、国家の徴税権に対抗できる租税回避権や、国家の徴兵権に対抗できるconscientious objection（良心的兵役拒否権）を持つ。この様に、religious exemptionは、国家強制力に対抗するpower（countervailing power）を人々に色々と与える。

　契約自由もその一つだ。契約自由、即ち、契約による交換の相当性を、契約当事者達が自由に設定可能であり、それは国家当局によって審査されないし規制されないという原理原則、これもreligious exemptionが起源となって生み出すpowerの一つだ。

**なお、religious freedomは日本では「信教の自由」と和訳され「何を信じても良い」ほどの意味しか持たないが、両権拮抗社会ではもっと大きな概念だ**。即ち、国家が人々に対して設定する色々な規制や義務がreligious exemptionによって免除され、人々は色々なcountervailing power（対抗力）を持つことが出来る。これが、両権拮抗社会におけるreligious freedomの意味だ。この話題はとても重要だが、ここではこれ以上触れない。また別の機会に解説しよう。

　（興味のある方は、[SSRC](http://www.ssrc.org/)の[The Immanent Frame](http://blogs.ssrc.org/tif/)に先月載った記事：[Religious freedom in the United States: Corporate veil or wall of separation?](http://blogs.ssrc.org/tif/2015/01/22/corporate-veil-or-wall-of-separation/)　をお読み頂くと良いだろう。国家強制力に対抗するpower（countervailing power）の最新例について知ることが出来る。）

**先ほど、「religious principalのagentとして」という言い方をした**。しかし現代西洋社会では、勿論、religionを持たない者でも良心的兵役拒否権や租税回避権や契約自由を行使することができなければならない。つまりreligionを持たない者にもreligious exemptionが与えられなければならないという不思議なことが必要となってくる。なぜなら「religionを持つ者の兵役は免除されるが、religionを持たない者にはそれは許されないとすると、西洋国家の司法（jurisdiction）と数陳立法（legislation）の根本原則である[Equal justice under law](http://en.wikipedia.org/wiki/Equal_justice_under_law)が守れなくなる」からだ。

ここに、両権拮抗社会である西洋において、religionがGodやgodsの存在認否を離れて、その意味するところの「一般化」が必然的に起こるだろうことが見て取れる。

[**ドゥオーキン『神なき宗教、「自由」と「平等」を如何に守るか』森村進　訳**](http://www.amazon.co.jp/%E7%A5%9E%E3%81%AA%E3%81%8D%E5%AE%97%E6%95%99-%E3%80%8C%E8%87%AA%E7%94%B1%E3%80%8D%E3%81%A8%E3%80%8C%E5%B9%B3%E7%AD%89%E3%80%8D%E3%82%92%E3%81%84%E3%81%8B%E3%81%AB%E5%AE%88%E3%82%8B%E3%81%8B-%E5%8D%98%E8%A1%8C%E6%9C%AC-%E3%83%89%E3%82%A5%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%AD%E3%83%B3-%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%83%AB%E3%83%89/dp/4480847251/ref=sr_1_1?ie=UTF8&qid=1424239763&sr=8-1&keywords=%E3%83%89%E3%82%A5%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%AD%E3%83%B3%E3%80%8E%E7%A5%9E%E3%81%AA%E3%81%8D%E5%AE%97%E6%95%99%E3%80%81%E3%80%8C%E8%87%AA%E7%94%B1%E3%80%8D%E3%81%A8%E3%80%8C%E5%B9%B3%E7%AD%89%E3%80%8D%E3%82%92%E5%A6%82%E4%BD%95%E3%81%AB%E5%AE%88%E3%82%8B%E3%81%8B%E3%80%8F)で、この「religionの一般化」について具体的に見てみよう。少し長いがこの本の「序」を、訳者森村進氏の和訳を適宜修正しながら以下に転記する：

***Religion without God*　序：**

〈religionはGodよりも深淵だ。〉 --- これが本書のテーマだ。即ち、religionの本質は、深い、固有の、包括的なworldview（世界観）である。（齋藤補遺：worldには「地上世界」「現世世界」という意味もある。煩雑を避けるためにここでは単に「世界」と和訳するが、世界（world）の言葉から読者は「天上世界」に対峙する「地上世界」「現世世界」のニュアンスを感じながら読み進めて頂きたい。）この世界観では、現世のあらゆるものに内在的で客観的な価値が浸透しているとされ、宇宙とその被造物には畏敬の念がinspireされている。更に、人間の生は目的をも持ち、宇宙は秩序をもっていると、このreligionという世界観では考える。この様に認めるなら、a godの存在を信じるというのは、この様な深い世界観の範疇の一つの可能な表現あるいは帰結にすぎないと言える。むろんgodsは人間が持つ多くの目的に役立ってきた。例えば、来世を約束し、暴風雨を説明し、敵に対峠して味方してくれた。しかしgodsの最大の魅力は、godsが世界を価値と目的で満たしてくれたということにある。つまり、価値をa godが裏打ちしていると確信するということは、本書でこれから論ずるように、その様な価値が独立して実在するという、a godが価値を裏打ちする以前の前提与件（a prior commitment）の上に成り立っていることになる。そしてこの前提与件はnonbelievers（Godないしa godないしgodsの存在を信じない人々）にも有効に通用する。だからtheists（有神論者）と一部のatheists（無神論者）は、両者を分かつものよりも根本的な前提与件を共有していると言える。この共有された前提与件、言い換えれば共有されたfaith（信仰）は、両者間のコミュニケーションを改善するための基盤になるかもしれない。

religionを持つ人々とreligionを持たない人々との間の、これまで言われてきた確然たる区分は粗雑すぎる。即ち、自分自身をatheist（無神論者）と考える人々のなかには、believers（Godないしa godないしgodsの存在を信じる人々）が、religion的だと考える確信や経験と似ていて、それらと同じくらい深遠な確信や経験を持っている人々が何百万人もいる。彼らは、自分は”personal” god（「人格的」な神）の存在を信じてはいないが、それでも宇宙のなかにある「我々よりも大きな力」の存在を信じていると言う。彼らは他の人々との生をしかるべく尊重しながらも、自分自身がよく生きるべきだという避けられない責任を負っていると感じている。自分がよく生きたと考える生に誇りをもち、無駄に過ごしたと考える生を振り返って、癒しがたい後悔の念をもつ。グランドキャニオンを単に素晴らしいと思うだけでなく、息を呑むほどの異様な驚異を感ずる。広大な宇宙空間に関する最新の発見に単に関心を持つのではなく、それらの発見のとりこになる。彼らにとってこれらの態度は、直接に感覚的でそれ以外には説明できない反応にすぎないのではなくて、ある確信を表現している。その確信とは〈自分が感ずる力と驚異は、惑星や苦痛と同じくらいとても現実的だ。そしてこの様な迫真性により、moral truthや自然の驚異は単に畏れを呼び起こすだけでなく、畏れを要求している様に感じる〉というものだ。

同様な一群の態度を示す、よく知られた詩的な表現がある。アルバート・アインシユタイン。彼は、自分はatheist（無神論者）だが深くreligion的な人間だと言った。

私達は、私達の知覚が到底及ばないものが存在すると知っています。私達のなまった知的能力では、その最も原始的な姿しか垣間見ることができない、最も深い理性と最も輝かしい美しさ、こう自らを明確に宣言するものが本当に存在すると私達は知っています。そして、この様な認識とこの様な感情こそが、真のreligiousnessを形作ります。この意味で、ただこの意味でのみ私は深くreligion的な人間です。

パーシー・ビッシュ・シェリーは自らatheist（無神論者）だと宣言したが、それでも「我々の間を見えないまま漂う／見えない〈力〉の畏怖すべき影」を感じた。哲学者も歴史家もreligion社会学者も、religious atheist（religion的な無神論者）を生みだすreligion的経験を記述してきた。ウィリアム・ジェイムズは〈religionの二つの基本的要素の一つはfundamentality（原理性）の感覚だ〉と言い、「宇宙には最後の一石を投ずるものがある」と言った。彼によれば、theists（有神論者）はa godにその役を割り当てるが、an atheist（或る種の無神論者）にとっては、よく生きるということの重要さが最後の一石を投ずるのであり、良く生きることが最も原理的であり、そうすべき責任の根拠である、あるいは根拠でなければならない様な、より一層原理的なものは存在しないということになるのだ。

裁判官はしばしば、「religion」の意味をlegal purposes（法律の目的）のために決定しなければならない。たとえば”conscientious objection”（良心的兵役拒否権）のケースがそうだ。第二次世界大戦以降に米国議会が、兵役につくことを許さないreligionを持つ人々[[2]](#footnote-2)に、”conscientious objection”（良心的兵役拒否権）による兵役免除を与えることを決定した。そのため[1971年米国最高裁判所](http://en.wikipedia.org/wiki/Gillette_v._United_States)は、当人が持つreligionでなくmoral conviction（道徳的信念）が兵役を拒否すると申し立てるan atheists（或る種の無神論者）にも、兵役免除を受ける資格があるかどうかを決定しなければならなくなった。最高裁判所は別の事件で、憲法による「自由なreligion活動」の保護を解釈する際に、裁判所が”secular humanism”「世俗的人間主義」と呼ぶものも含めて、米国で繁栄している多くのreligionはa godを認めていないと述べた。更に言えば最近では、一般の人々は、godsとも畏敬すべき力とも何ら関係しない文脈で「religion」という言葉を使うようになっている。即ち、〈米国人は自分たちの憲法をreligionとしている〉とか、〈ある人々にとっては野球がreligionだ〉とかいう具合だ。「religion」という言葉のこの様な最近の用法は確かに比聡的なものだ。つまりそれはGodへのbeliefsに依拠しているわけではない。しかしdeepながらももっと一般的な前提与件（commitment）に依拠した用法だ。

従って、”religious atheist”（religion的無神論）という表現は、いくら驚くべきものであっても、決して矛盾した表現ではない。religionは言葉の意味からしてもtheism（有神論）に限定されない。だがこの表現はやはり混乱を招くかもしれない。だからその意味を明確にするためには「religion」をtheism（有神論）のためにとっておいて、アインシュタインやシェリーや他の人びとは「センシティヴ」な、あるいは「スピリチュアル」なatheists（無神論者）だ、と言った方がよいだろうか？　いや、しかしまたよく考えてみると、religionの領域を拡張することは、その領域で供給されているものの重要さを明らかにすることによってその意味の明確さを高めてくれる。リチャード・ドーキンスは、アインシュタインの言い方は「破壊的なほどミスリーディングだ」と言う。なぜなら〈宇宙は根本的な物理法則にgovernされている〉という、ドーキンスの考える所のアインシュタインが言いたかったbelief（信念）と、〈宇宙は何かsupernaturalなものによってgovernされている〉という、ドーキンスの考える所の「religion」という言葉が示唆するbelief（信念）との間に、はっきりとした区別を設けることが、religionの意味の明確化には絶対に必要だからだ。

しかしアインシュタインが言いたかったのは、〈宇宙は根本的な物理法則に従ってorganized（組織化）されている〉ということ以上のものだ。いやそれどころか、私が引用した彼の見解は、ある重要な意味で、supernatural（超自然的なもの）を是認している。我々では弱々しいreflection（反射による像）としてしかとらえられないとアインシュタインが言う美と崇高は、nature（自然）の一部ではない。それは自然を*beyond*した何物かであって、物理法則のなかで一番根本的なものを最終的に理解しても把握することができない。即ち、〈何らかのtranscendental and objective（超越的ながらも客観的）な価値が宇宙に浸透していて、その価値は自然現象でもなければ自然現象へのsubjective（主観的）な反応でもない〉というのがアインシュタインのfaith（信仰）だった。それこそがアインシュタインに、自分はreligion的な人間だと主張させたものだ。それ以外のどんな言い方をしても自分のfaith（信仰）の性質はとらえられない、と彼は考えた。

だから我々は、アインシュタインには彼自身の自己記述を、学者には広いカテゴリーを、裁判官には彼らの解釈を、保持させるようにすべきだ。〈religionは必ずしもGodの存在を信じることを意味しない〉と言うべきなのだ。しかしそうだとして、a godの存在を信じなくてもreligion的でありうるとすると、religion的だということは何を意味するのだろうか？the world（現世世界）に対するreligion的態度と非religion的態度とはどこが違うのだろうか？　これに答えるのは難しい。なぜなら「religion」は解釈的概念（interpretive concept）だからだ。つまり、この概念を用いる人々はその厳密な意味について意見が一致していない。彼らがそれを用いるとき、彼らはそれが何を意味すべきかについてそれぞれ或る立場をとっている。アインシュタインが念頭に置いていたものは、ウィリアム・ジェイムズが或る経験をreligion的経験として分類したときにジェイムズが意味していたものや、最高裁判所の裁判官たちが〈atheistic beliefs（無神論的信念）もreligion的なものでありうる〉と言ったときに意味していたものとは別物だったかもしれない。だから我々は、religionとは何かという質問を、個別にそこにどんなspiritがあるのかを考慮しながら扱うべきだ。religionについて、いかなる説明を取るのが、その正体を暴くに最も適しているだろうか？

我々はこの序文の後、もうすぐこの難問に向かわなければならないが、その前に立ち止まって、この争点を考える際の背景に気をつけなければならない。即ち、religious warは、癌と同じように、人類全体にとっての災いだ。人々は世界中で、お互いのgodsを憎悪するゆえに殺し合っている。米国の様に比較的暴力的でない地域でも、人々は主として国政選挙から地域の教育委員会に至るあらゆるレベルの政治で争っている。そこでの一番蟻烈な戦いは、godly religionの異なったsect（宗派）間の争いではなくて、熱狂的なbelievers（Godないしa godないしgodsの存在を信じる人々）と、一部のatheists（無神論者たち）との間の争いだ。後者は、前者から見ればimmoral（不道徳）な野蛮人で信頼できないのだが、その人数は増大しつつあり、政治共同体のmoral healthと一体性を脅かしているのだ。

熱狂的believersは、少なくとも現在は米国で政治的に大きな力をもっている。いわゆるreligion的右派は、今でも熱心に政治家から支持を求められている票田だ。religionが持つこうした政治的な力は、予測できたことだが、逆の --- とはいえ同規模とは言いがたい --- 反応を呼び起こしてしまった。即ち、政治的には無力だったmilitant atheism（戦闘的な無神論）が、今では商業的に大成功を収めている。かつてはatheist（無神論者）を自称する人物が米国の重要な官職につくことなど不可能だったろうが、リチャード・ドーキンスの著書『*The God Delusion*（神は妄想である）』(2006年)は何百万部も売れたし、同じようにreligionを迷信だとして非難する本は、現在、数十冊もアメリカの書店の棚をにぎわせている。Godを嘲弄する本は、数十年前は稀だった。religionとは聖書のことだったので、誰も天地創造に関する聖書の記述の無数の誤りをわざわざ指摘する価値があるとは考えなかった。しかし今ではそうでない。学者達は、自分達の本を熱心に買ってくれる人々の購買欲をそそるために、かつては馬鹿馬鹿しすぎて反駁するまでもないと思われていた教説を、反駁することに一生を捧げている。

もし我々がreligionをGodから切り離すことができるならば --- religion的視点とは本当は何であって、それが超自然的なpersonを要求も想定もしない理由を理解できるようになるならば --- 価値の問題を科学の問題から切り離すことができる様になり、これらの熱い戦いの終止に至らないまでもその温度を下げることはできるかもしれない。現在のnew religious warは、正にculture war（文化の違いによる戦争）である。この戦争は、科学史 --- たとえば、人類という生物種の正確な進化史 --- に関するだけでなく、もっと根本的に、人間の生命の意味やよく生きるということが何を意味するかに関する戦争だ。後で見るように、正統的なgodly religionのなかの科学の部門と価値の部門とを区別することが論理的に要請されている。この両者を適切に区別するならば、両者は全く独立しているということが分かる。価値の部門は、如何なるgodの存在にも歴史にも依存していないし、依存できないのだ。もしこのことを我々が受け入れるならば、religious warの規模も深刻さも大幅に減少されて、それはもはやculture war（文化の違いによる戦争）ではなくなる。確かにこの野望はユートピア的だ --- なぜなら現在、暴力的なものも非暴力的なものも含めて、religious warは哲学が対処できないほど深い憎悪を反映しているのだから。しかし、哲学の力を少し借りることは、無駄ではないはずだ。

**西洋人は、「契約自由」や「会計自由」もreligious exemptionが起源だとはほとんど意識していない**。ドゥオーキンも本書では良心的兵役拒否については随所で触れているが、他のreligious exemption具体例については触れていない。

　ただ、論文猟集を執拗に続けていると、租税回避権についてはそれがreligious exemption起源であることに触れた論文が幾つか出ている事に気付く。1990年代に米国内国歳入庁研究員としてLLC税制の制度設計に携わり、現在はアラバマ大学で租税学と神学の教授を務めるSusan Pace Hamillの『二つの王国論に含意された税制政策（[Tax Policy Inside the Two Kingdoms](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2195639)）』『ユダヤ-キリスト教倫理に根ざした連邦税制政策の評価（[An Evaluation of Federal Tax Policy Based On Judeo-Christian Ethics](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=824907)）』などがそれだ。

**契約自由については、それがreligious freedomと関連深いと言及する論文を、確かに多数見つけることが出来る**。しかし、良心的兵役拒否について論じたドゥオーキンの本の様に、まとまって詳しく論じた論文や書籍は無いようだ。

　良心的兵役拒否権や租税回避権は、20世紀末から検討の俎上に載った比較的新しいテーマだ。それに比べると契約自由の歴史は古い。遅くとも世界初の商法である[Lex mercatoria](http://en.wikipedia.org/wiki/Lex_mercatoria)が作られた11世紀には検討が始まっている。この様な歴史の古さのために、恐らく、契約自由とreligionの関係を詳しく論じた文献が見つからないのだろう。

　見方を変えれば、契約自由は西洋人にとって、空気や水のように当たり前のことなのかもしれない。合理的契約（rational contract）の方が彼等にとっては異常なのかもしれない。明治維新以降、合理的契約だけを西洋から教わった（たたき込まれた）日本人には、理解不能な感覚なのかもしれない。

今週は以上。来週も乞うご期待。

1. 「一般化されたreligion」とは、例えばホセ・カサノバが著書『[*Public Religions in the Modern World*](http://www.amazon.com/Public-Religions-Modern-World-Casanova/dp/0226095355/ref=sr_1_1?ie=UTF8&qid=1424319176&sr=8-1&keywords=Public+Religions+in+the+Modern+World)』（邦訳『[近代世界の公共宗教](http://www.amazon.co.jp/%E8%BF%91%E4%BB%A3%E4%B8%96%E7%95%8C%E3%81%AE%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%AE%97%E6%95%99-%E3%82%AB%E3%82%B5%E3%83%8E%E3%83%B4%E3%82%A1-%E3%83%9B%E3%82%BB/dp/4472108712/ref=sr_1_1?ie=UTF8&qid=1424319088&sr=8-1&keywords=%E8%BF%91%E4%BB%A3%E4%B8%96%E7%95%8C%E3%81%AE%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%AE%97%E6%95%99)』）で示したpublic religionsであるとも言えるし、一般的名称としてはロバート・ベラーが名付けた[civil religion](http://en.wikipedia.org/wiki/Civil_religion)であるとも言える。あるいは今週取り上げるドゥオーキンの言葉を借りれば、a godがworldの価値を裏打ちする以前に、その様な価値が独立して実在すると考える前提与件（a prior commitment）そのものが「一般化されたreligion」である、といえるだろう。端的にはドゥオーキンの著書名：Religion without Godのことだし、関連文献に散見されるungodly religionのことだ。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 齋藤補遺：当初、ユダヤ教の人々に兵役に関するreligious exemptionが与えられることが多かった。なぜなら、[コラム１２９](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2015/20150130%20W128%20religion%20in%20the%20public%20sphere%20WAYAKUrev1/20150128%20W128%20religion%20in%20the%20public%20sphere%20WAYAKU%20rev2.docx)の9頁で述べた様に、「ユダヤ教は、ユダヤ民族が旧約聖書時代に幾度も色々な大国の奴隷とされ虐げられたことを教訓にして、社会の構成手段として「国家」の存在を認めないというdogmaを持つのが大きな特徴」であり、ユダヤ教では、戦争などの「国家による暴力」はreligious prohibition（religion的禁忌事項）とされていたからだ。 [↑](#footnote-ref-2)